

道勝銀行借款	五〇、〇〇〇	懋業銀行借款	五〇、〇〇〇
新華儲蓄銀行借款	五〇、〇〇〇	北京商業銀行借款	五〇、〇〇〇
聚興誠銀行借款	二〇、〇〇〇	懋業銀行借款	一〇〇、〇〇〇
匯業銀行借款	五〇、〇〇〇	金城銀行立替金	八、二〇〇
大中銀行借款	三七〇、〇〇〇	大中銀行借款	一二〇、〇〇〇
(乙) 支出の部		合計銀一百三十六萬三千二百餘元	
陸軍部直轄各師餉(第十一師)	二、〇〇〇元	陸軍部直轄各師餉(第七師)	二、〇〇〇元
同 (第四混成旅)	二、〇〇〇	同 (第二十混成旅)	二、〇〇〇
同 (第三師)	四〇、〇〇〇	同 (第十六師)	六〇、〇〇〇
同 (察哈爾)	五、〇〇〇	同 (近畿)	二〇〇、〇〇〇
同 (第二十五旅)	一〇、〇〇〇	同 (第八師)	一〇、〇〇〇
奉天軍	四〇〇、〇〇〇	賊致平軍費	二、〇〇〇
綏遠騎兵團	二、〇〇〇	鎮嵩軍々費	二、〇〇〇

毅軍	一六、〇〇〇	總統府指揮處	一四、四七四
參陸辦公處	五、〇〇〇	警察廳	七六、九九六
步軍統領衙門	三七、六〇〇	衛戍司令部	一〇、八七五
衛戍司令部游擊隊	二〇、〇〇〇	同 混成團	一三、一七七
同 偵探隊	三、一八四	軍督察察處	一、二九二
保安警察隊	五、〇〇〇	護軍管理處	四、五七八
參議院警衛處	一、六〇〇	援庫(庫倫援助)賞金	三、〇〇〇
吉黑江防司令部	一〇、〇〇〇	八旗薪餉(平市官錢局を經て支給)	七四、〇〇〇
東三省特別法院經費	六〇、〇〇〇	司法部各監(獄)所經費	一〇、〇〇〇
參謀部	一〇、〇〇〇	教育部	三〇、〇〇〇
財政部十月分	一三五、八五八	獨塊(財産)清算處	三、一四七
文官法官懲戒會	二、〇〇〇	太平洋會議	五〇、〇〇〇
外國顧問青 宣純俸給	二、七〇〇(日金三、三三三) (三圓を換算)		

外國顧問福開森俸給	八〇〇	同	翻譯員	三四〇
同 鏗爾孟	一、四〇〇	同	方維因	一、〇〇〇
同 寶道	五〇〇	同	坂倉松太郎	五〇〇
同 安特生	二、二〇〇	同	衛家立	三、七五〇
同 坂西利八郎	一、四一〇	同	余佛西	八三三
中國銀行立替金償還	一一、〇〇〇			

(二)陽曆新年後陰曆年關前收支表 (陰曆正月元旦は一月二十八日)

(甲) 収入の部	合計銀五百八十五萬八千一百九十八元
十二月分鹽餘	五、三四〇、〇〇〇元
鹽務署より交付金	二一、六〇〇
左右翼税金	二、七〇〇
大中銀行立替金	九五、一四八
交通部より交付金	二二〇、〇〇〇元
柳江鑛稅	三、七五〇
道勝銀行借款	一七五、〇〇〇

(乙) 支出の部

陸軍各師餉(第十六師)	一四〇、〇〇〇元	陸軍各師餉(察哈爾)	一〇〇、〇〇〇元
同 軍官學校	一〇、〇〇〇	奉天軍	一二〇、〇〇〇
京畿衛戍司令部薪餉	六五、五一五	警察廳薪餉	一一五、四九四
保安警察隊	七、五〇〇	歩軍統領衙門	五六、四〇〇
護軍管理處	六、八六八	參議院警衛處經費	一、六〇〇
海軍各艦	五〇、〇〇〇	東三省邊防費	六〇〇、〇〇〇
直隸省へ補給	一四〇、〇〇〇	總統府(顧問諮議經費代發前總長王迺斌手當六ヶ月)	四、二〇〇
審計院經費	五七、八六七	教育部各學校經費	二二〇、〇〇〇
經濟調查局	四、五〇〇	籌備各監所事宜處	二、五〇〇
糧食調查局	五〇〇	籌備國會事務局	二、〇〇〇
將軍府	三、〇〇〇	法制局	二、〇〇〇
森林局	六、〇〇〇	航空處	一〇、〇〇〇

合計銀五百八十五萬八千一百九十八元

內務部	五〇、〇〇〇	統計局	五、〇〇〇
財政部	九、〇〇〇	烏梁海公署	二、三五〇
修訂法律館	四、〇〇〇	上海求新廠	二七〇
上海製造廠 <small>(獨逸商へ酒 精代償還)</small>	三、〇〇〇	審計院辦事員郵金	一六四
審計院辦事員郵金	一二八	法制局編譯員郵金	八四〇
外交部廟祠 <small>(ニコラエ フスク)</small> 難民糧價	一、二八〇	外交部土耳其在留難民送還費	六〇〇
警察廳偽造票犯捕獲獎金	五〇〇	朝鮮銀行借款利息	一〇〇
京畿水災借款利息	一、二〇〇	太平洋會議借款利息	一〇、八〇〇
招商局賠償金公債利息	一五〇、〇〇〇	晚香坡葉領事電報費 <small>(加奈陀銀公 司借款の件)</small>	三〇〇
陶琰請領公用電報費	二、一三二	禁煙委員姚志遠旅費	二、五〇〇
鹽務署立替金償還	四〇〇、〇〇〇	各種外債償還 <small>(內譯 別表)</small>	一、三六〇、五九一
各種內債償還 <small>(內譯 別表)</small>	二、一二七、五〇〇		
(丙) 各項外債償還內譯		合計銀一百三十六萬五千九百九十一元	

正金銀行借款償還	四四八、八〇〇元	匯豐銀行借款償還	四六六、六六六元
匯理銀行借款償還	二五、一二五	道勝銀行借款償還	四二〇、〇〇〇
(丁) 各項內債償還內譯			
匯業銀行借款償還	一二〇、〇〇〇元	大中銀行借款償還	四九〇、〇〇〇元
通商銀行	同	中國銀行 <small>(亨達 借款)</small> 同	五、〇〇〇
交通銀行 <small>(亨達 借款)</small> 同	五、〇〇〇	元記	三〇、〇〇〇
新亨銀行	同	東陸銀行	二〇、〇〇〇
中華儲蓄銀行同	八二、五〇〇	泉通銀行	一〇、〇〇〇
勸業銀行	同	邊業銀行	三〇、〇〇〇
永大銀行	同	華孚銀行	二五、〇〇〇
福利公司	同	洽記	一〇、〇〇〇
金城銀行	同	懋業銀行	五〇、〇〇〇
新華銀行	同	商業銀行	五〇、〇〇〇
合計銀二百二十二萬七千五百元			

鹽業銀行 同	五〇、〇〇〇	保商銀行 同	二五、〇〇〇
北京商業銀行同	五五、〇〇〇	裕記 同	三〇、〇〇〇
太平公司 同	一〇、〇〇〇	大信 同	一〇、〇〇〇
華豐盛 同	二〇、〇〇〇	鹽業銀行(電車借款)同	五、〇〇〇
聚興誠銀行 同	三五、〇〇〇	五族銀行 同	二〇、〇〇〇
寶利洋行 同	二五、〇〇〇	明華銀行 同	二八五、〇〇〇
華茂銀行 同	三〇、〇〇〇	華北銀行 同	一三〇、〇〇〇
中國銀行(勃利借款)	三〇、〇〇〇	鹽業銀行 同	一五〇、〇〇〇

(三) 舊曆年關收支表

(甲) 收入の部		合計銀一千二百六十三萬四千餘元	
煙酒署より送入金	二〇〇、〇〇〇元	山海關常關送入金	一〇〇、〇〇〇元
吉林清理田賦局送入金	三〇、〇〇〇	礦務公司統稅	一一、六二五

鹽餘國庫券賣出收入	八、三八一、四〇〇	(賣出券面一千二百二十萬元)	
鹽餘國庫券抵押借款(券面一百萬元)	四二六、二八〇	交通銀行借款(鹽餘國庫券八十萬元抵押)	三〇〇、〇〇〇
交通銀行借款	二〇〇、〇〇〇	中國銀行 同	二〇〇、〇〇〇
察哈爾興業銀行 同	一五〇、〇〇〇	鹽業銀行 同	七〇、〇〇〇
匯業銀行 同	一〇四、〇〇〇	金城銀行 同	五〇、〇〇〇
懋業銀行 同	八〇、〇〇〇	明華銀行 同	六五、〇〇〇
新華銀行 同	三〇、〇〇〇	北京商業銀行同	一五、〇〇〇
大中銀行 同(存單)	一、九四〇、〇〇〇	華北銀行立替金	一一、〇〇〇
中國銀行立替金	一一二〇、〇〇〇	(内に發軍期票九萬元、直魯豫巡閱使署經費期票十萬元の交付あり)	
(乙) 支出の部			
合計銀一千二百六十三萬四千餘元			
陸軍各師(内預金證三十萬五千元)	二、二〇一、二五八元	陸軍各師(十六師)	三〇、〇〇〇元
奉軍	一、三〇三、〇五〇	奉軍(存單)	一一〇〇、〇〇〇
直軍餉款	一、五〇〇、〇〇〇	(直隸八十萬元、湖北五十萬元、陝西二十萬元)	

直軍餉款	三〇〇,〇〇〇(存)	直軍服裝費	一一四,五〇〇
毅軍	二二〇,〇〇〇	毅軍(中國銀)	九〇,〇〇〇
毅軍薪餉代償還熱河款(存)	七〇,〇〇〇	毅軍薪餉通州恤款	二〇,〇〇〇
安武軍薪餉(內五萬元存單)	一〇〇,〇〇〇	鎮嵩軍薪餉	五,〇〇〇
振武軍缺餉	一〇,〇〇〇	前第二路軍隊缺餉(舊支票)	四五,〇〇〇
綏遠騎兵團	一四,〇〇〇	福建鹽巡營薪餉	一〇,〇〇〇
臧致平	五,〇〇〇	參陸處經費	五,〇〇〇
訓練處經費(舊支票)	一〇,〇〇〇	援庫軍費(延滯額)	一五〇,〇〇〇
援庫軍費(延滯額)	一五〇,〇〇〇(存)	口北援庫軍費(延滯額)	二,〇〇〇
東三省巡閱使署	一三〇,〇〇〇	直魯豫巡閱使署(中國銀)	一〇〇,〇〇〇
長江上游司令部	五,〇〇〇	京師警察廳	一九二,四九〇
步軍統領衙門	九四,〇〇〇	保安警察隊	一二,五〇〇
護軍管理處	一一,四四六	京畿衛戍司令部	一八,二八九

偵探調查隊	七,九六〇	衛隊混成團	三二,九四二
游擊隊	五〇,〇〇〇	軍警督察處	一,二九二
參議院警衛處	三,二〇〇	步軍統領衙門服裝費	二〇,〇〇〇
八旗俸餉	二九三,七八〇	東西陵旗兵俸餉	一九,三四五
密雲旗兵	八,〇五九	察哈爾旗兵	六,〇二三
甘珠爾瓦馬衛隊	一,一三九	直魯豫巡閱使署前防醫藥費	三〇,〇〇〇
吳巡閱使宜昌恢復賞金追加	一〇〇,〇〇〇	吳巡閱使立替劉顯世軍費	五〇,〇〇〇
前定武軍未給費補給(內存單六萬五千元)	六六,六二〇	鞏縣兵工廠工事費	九,九四九
鞏縣兵工廠工事費(九百十九兩九錢換算)	一,二〇〇	海軍各艦薪餉	四五〇,〇〇〇
吉黑江防餉費	七〇,〇〇〇(內存單二萬元)	大總統統年俸交際費及	三四六,七一〇
大總統統年俸交際費及公府各機關	一〇〇,〇〇〇(存)	國務院經費	九六,八一八
國務院	五〇,〇〇〇(存)	銓叙局	一一,六三八
法制局	一八,七一七	統計局	一一,九八五

印鑄局 九、〇〇〇
 僑務局 五、〇〇〇
 禮制處 二、〇〇〇
 內務部 三〇、九八三
 外城醫院 二、九三五
 古物陳列所書畫裱裝費 四、〇〇〇
 中央防疫處 九、四〇〇
 高等警官學校 四、二五〇
 籌備國會事務局華僑選舉費 三、〇〇〇
 衆議院祕書廳結束費 三〇、〇〇〇
 衆議院祕書廳 一五、〇〇〇
 平政院 二〇、〇〇〇
 蒙藏院本院 二二、九八五

僑工(海外出稼)局 九、〇〇〇
 國史編纂處 五、〇〇〇
 編檔處 二、五二〇
 內城醫院 二、九三五
 古物陳列所 一、〇〇〇
 內務部(單)在 六〇、〇〇〇
 中央防疫處督官俞樹棻郵金 一二、〇〇〇
 籌備國會事務局 五、〇〇〇
 自治講習所 三、二一九
 衆議院祕書廳結束(單)在 一二〇、〇〇〇
 參議院祕書廳(單)在 一〇、〇〇〇
 審計院 二〇、〇〇〇
 蒙藏院王公廩餼 一〇六、七六一

蒙藏院喇嘛錢糧 八、二三九
 蒙藏院蒙藏學校招待所 三、四五七
 財政部十一月分 一三九、九四五
 公債局(單)在 五、〇〇〇
 平市官錢局每日軍用 二〇、〇〇〇
 國庫券代理兌換金 二〇、〇〇〇
 外交部公使館 五〇、〇〇〇
 外交部(單)在 二〇、〇〇〇
 農商部及附屬機關 二四、三四〇
 司法部及附屬機關 一四〇、〇〇〇
 教育部 一〇、〇〇〇
 北京大學教員康寶忠郵金 四四八
 陸軍部本部(單)在 二〇、〇〇〇
 海軍部本部 一四、五七五

章嘉活佛年俸 二四、九〇〇
 修改則例處 二、〇〇〇
 幣制局(內存單一萬五千元) 三〇、〇〇〇
 賑災公債處 一、九一九
 印刷局印花稅票印刷費(內存單一萬元) 三〇、〇〇〇
 外交部太平洋會議 五〇、〇〇〇
 農商部及附屬機關(單)在 二〇、〇〇〇
 司法部及附屬機關 一四六、六八八
 教育部 六〇、〇〇〇
 講學社 二〇、〇〇〇
 陸軍部本部 六二、四九三
 參謀部 一一七、五七五
 海軍部本部(單)在 二〇、〇〇〇

航空處	四〇、〇〇〇	航空處(存單)	一〇、〇〇〇
將軍府	六五、〇〇〇	將軍府(存單)	四〇、〇〇〇
濟史館	二〇、〇〇〇	籌備統一善後(內存單)	四四、四〇〇
籌備統一善後委員會王若周旅費	二、〇〇〇	委員會結束費(二萬元)	二、三二三
司法官懲戒委員會	一、九七三	文官懲戒委員會	五、二二〇
水利局	一三、五一六	中東鐵道監督會	一五、〇〇〇
清皇室優待	五〇〇、〇〇〇	京東河道處	五、七〇〇
科布多公署	六、五二八	辦理收回庫恰事宜處	六、三六八
烏梁海公署	六、四二八	恰克圖公署	七、一八〇
張家口臺站	三、五〇〇	烏里雅蘇臺公署	四四、〇〇〇
駐藏辦事長官來京旅費	七、三八四	駐藏辦事長官經費	二九七
參陸處西北鎮撫使署龍驤薪俸	二、〇〇〇	延恩侯年俸	一、六〇〇
外國顧問鐸爾孟薪俸	九、八〇〇	外國顧問福開森薪俸	六、六〇〇
		同 安特生	

同 青木宣純(日金一六、六六六圓換算)	一三、〇〇〇	同 衛家立	七、五〇〇
同 顧問寶道薪俸	三、〇〇〇	同 坂倉松太郎	一、五〇〇
同 波爾登薪俸	一、六六七	同 余佛西	五、〇〇〇
同 坂西利八郎	七、〇五〇	同 方維因	五、〇〇〇
同 繙譯	六八〇	參衆兩院歲費國庫券	四六、〇〇〇
慈幼院	二〇、〇〇〇	元記勃利等公司借款償還	九八〇、九〇〇
四明銀行兵工廠借款償還	三〇、〇〇〇	華北銀行借款償還(存單)	一〇、〇〇〇
太平洋會議經費借款利息	三、六〇〇	上海北京間送金爲替料	三六、一六三
交通部湘廣鐵路借款	九五、七四六		

支出合計 一一、六三四、〇〇〇元

軍事費	八、二三〇、〇〇〇元
內譯行政費	三、一五九、〇〇〇
雜支出	一、二四五、〇〇〇

(四) 各銀行借款及立替金表

中國銀行立替金(内期票十萬九千元)	二二〇、〇〇〇元	交通銀行借款	鹽餘國庫券八十萬元を抵當とす	三五〇、〇〇〇元
交通銀行借款	二〇〇、〇〇〇	鹽業銀行借款		七〇、〇〇〇
金城銀行借款	五〇、〇〇〇	匯業銀行借款		一〇四、〇〇〇
大中銀行借款	一、九四〇、〇〇〇(存單)	大中銀行立替金		九五、〇〇〇
懋業銀行借款	八〇、〇〇〇	中南銀行借款		二〇〇、〇〇〇
道勝銀行借款	一七五、〇〇〇	察哈爾興業銀行借款		一五〇、〇〇〇
新華銀行借款	三〇〇、〇〇〇	明華銀行借款		六五、〇〇〇
北京商業銀行	一五、〇〇〇	華北銀行立替金		一一、〇〇〇
合計	三百七十五萬六千餘元			

(備考) 右表中餉、薪餉、俸餉、薪俸、經費、償還、借款等前項と同一文字は省略したり。又期票は約束手形、支票は支拂小切手、存單は預金證なるが、銀行よりの借款に存單を以てし、財政部の支給に存單を以てせるは從來聞かざりし新例なり、思ふに支拂期日を指定せる定期預金證にして、一種の約束小切手とも云ふべき現金代用券なるべし。財政部發行の無擔保國庫券、空頭支票、空頭支付券等が悉く不渡不信用と爲れる結果、更に中國、交通銀行及び普通商業銀行たる大中銀行等より多額の存單を借入れ之を支拂金に代用せるものなり)

第七章 救濟整理問題

財政の整理は、他の一般行政整理と共に相待つて行はるべきもの、單り財政のみ整理するの不可能や固より論なし。而も支那の現状たる彼れが如く、全國不統一、百事混亂紛糾を極め、其の慘憺たる情勢は日に益々悪化するのみ。斯くて、何ぞ行政整理を言はん、又如何にして廢督裁兵を實現し得べきぞ。十年八月、著者は始めて本篇に筆を著くるに際り、先づ『前清末より民國初年期に於ける支那政府の財政は、仍ほ窮乏程度に在りて、之が整理の策なきに非らざりしと雖も、五年に袁氏帝政失敗後は、遂に陥りて紊亂状態に入り、整理の方法始んど絶望と爲り、九年段氏没落以後は、愈々破産状態を暴露し、今日にては最早や尋常手段を以てしては、救濟の方策全然盡くるに至れり』と言へり。爾

給に存單を以てせるは從來聞かざりし新例なり、思ふに支拂期日を指定せる定期預金證にして、一種の約束小切手とも云ふべき現金代用券なるべし。財政部發行の無擔保國庫券、空頭支票、空頭支付券等が悉く不渡不信用と爲れる結果、更に中國、交通銀行及び普通商業銀行たる大中銀行等より多額の存單を借入れ之を支拂金に代用せるものなり)

來茲に數個月、其の状態は前章に述べたる如く、未だ一點の光明すら認むる能はず、破綻百出、愈々出で、愈々愕くべき事實を續出しつゝあり。而して、今や此の瀕死の病者に對しては、根本的健康恢復は暫く問題にあらず、努むべきは唯だ一時應急の注射的救療手段あるのみ。是に於て乎、華府會議にて決定せられたる支那關稅增收案は、危殆の支那財政に取りて、恰も起死回生の靈藥なり

(一) 内外債務額と梁内閣の財政方針

華府より關稅增收案決定の報、傳へられたる十年十二月末に於て、梁士詒内閣成り張弧氏財政總長を襲ひたるが、先づ第一に新舊兩年關稅過渡の方法を講じ、次で九千六百萬元鹽餘公債發行の案を立てたり。即ち數個月後に於ける關稅の增收實施を見込み、鹽稅剩餘を引當とせる内外短期債を整理し、鹽餘を用ひて政府毎月の實収入たらしめんとする計畫なり。『十二月二十六日財政部の發表したる所に據れば、財政部負擔の長短期内外債元本額は、合計十五億八千八百八十五萬一千九百六十七元になり、其内譯次の如し

(一) 長期外債

一、〇四六、六九〇、七七九元

(二) 短期外債

一〇〇、三三三、八二二元

(三) 内國公債

二六三、二二六、七三八

(四) 各機關國庫券

四四、四三一、四二六

(五) 各銀行短期借款

八九、九九五、九九一

(六) 各銀行立替金

四四、一八三、二一一

合計

一、五八八、八五一、九六七

右の内、長期外債の元利償還に對しては確實なる擔保財源あり、又内國公債も別に償債方法立ち居れば是等を除外し。財政部が尙ほ毎月利息を支拂はざる可らざるもの三百四十萬餘元に上り、皆な鹽稅剩餘金中より支出して仍ほ足らざるに苦しむ、財政の艱窮は實に此に因るなり。是を以て財政部は一種の新債票を發行し、前記短期借款、立替金等を全部償還清理し、鹽稅の剩餘金收入を浮出せしめ、之を移して毎月の軍政各經費に充て、現状を維持し、然る後更に財政委員會を設置して内外債の清理及び收支適合方法を討究する方針にて、一切公開主義を取り大信を昭かにする筈なり。二十五日夜張財政總長は銀行界の要人を私邸に招集して種々意見の交換を行ひ、其際張氏は聲明して曰

く、財政の困窮此の如き状態なれば、若し僅に各銀行より資金を醸出援助するも、是れ唯だ事を濟す無きのみに非らず、亦終に窮盡の一日あらん、故に予の希望する所は、銀行界が徒らに資金蒐集に忙殺されんよりは、各自心力を悉くして政府に代り徹底的整理の策を講究せられん事なり云々。又二十六日夜も張氏は銀行界の領袖を招集し具體的協議を遂げたりと」十年十二月二十七日 北京日報

(二) 鹽餘公債發行始末

鹽稅剩餘金は關稅餘金と共に、民國に於ける確實收入の二大宗にして、且つ關稅餘金に比すれば、支那政府に自由支配の便宜ある爲め、歴代財政當局理財の源泉と爲り、前總長潘復氏在任中借入れし鹽餘借款のみにても、實に五六千萬元に達すと云ふ。現在鹽餘引當の債務額は内債約七千餘萬元、外債約二千六百萬元、孰れも高利短期にして大小幾十百種に上り極めて複雑なるのみならず、内外債權者は日として償還を逼らざる無き状態なり。故に前任次長羅鴻年氏は早く鹽餘國庫券を發行し統一整理せんとしたるも、外間の誤解を招き遂に已むを得ず中止するに至れり。最近張弧氏總長に就任するに及び、先づ利息一割五分、期限二十個月の鹽餘國庫券一千四百萬元を發行して、陰曆年關の應

急資金を籌備すると同時に、更に利息八分、期限七年なる稍や長期低利の九千六百萬圓鹽餘公債の發行を企てたり。即ち此公債發行の目的は兩方面の必要より出でたるものにして、其一は支那銀行家が争うて政府の高利借款に應じ、巨額の資金を立替へたる結果、元本償還は固より利拂すら履行せられず、忽ち銀行界の金融詰り、恐慌の虞れあるより緊急救済の必要生じたる事。其二は政府側に於て地方各省の送納金幾んど全く杜絶し、常關稅、印花稅、煙酒稅等も悉く借款引當と爲り、或は各省に截留せられ、月々政府の恃み得る實際收入は唯だ鹽稅餘金あるのみなるに、夫れすら今や數千萬圓に上る内外短期債の爲に引去られ、全然活動資源を失ふに至れるを以て、中央政府に活動資源を供給する爲め、鹽稅餘金を借款關係より解除し、毎月之を政府に實收せしむるの必要ある事是れなり。而して幸に華府會議の結果、現實從價五分關稅實施に依りて、六個月以後に至らば二千萬乃至三千萬元の歲入増加を豫期し得る事と爲りたれば、此九千六百萬圓公債の擔保は數月後關稅餘金を以て振替へ、鹽稅餘金は全部政府の毎月經費に充用し得るに至るべし。又利息八分、期限七年、手取八四の新公債は利廻はり年一割以上に當り、擔保も鹽餘又は關稅にて最も確實なれば、之が引承銀行は必要に應じ隨時外國銀行に提供して現金融通を得るの便宜あり、故に鹽餘公債發行は政府にも銀行側にも、極め

て緊急適切なる處置にして、一面また財政整理の端緒と認むべきものなり

斯の如く、財政整理の第一歩は、鹽稅餘金を借款擔保より解除して毎月政府の實際收入に歸するに在り。又擔保の解除は短期高利の大小諸借款を統一して、長期低利の新公債と切換ゆるより外なきを以て、財政總長張孤氏は一月初め以來毎週三回、財政及び金融界に於ける重要人士を召集して屢次協議を重ねたる結果、銀行側の諒解同意を得たるを以て、九千六百萬鹽餘公債の發行を徐總統に呈請し、一月十九日付裁可を得ると同時に、該公債發行後は一切鹽餘の擔保提供を禁止するの命令を發布したり。以下鹽餘公債發行始末に就き項を逐うて陳ぶべし、稍や重複の所なきに非らざるも、亦之に依りて紊亂程度を知ると共に、其の彌縫手段の到らざる無き状態を窺ふに足らん

財政總長の鹽餘公債發行呈請文 『竊に查するに、近年以來中央財政の紊亂已に極點に達し、時局寧からざれば收入は以て整頓し難く、軍事未だ息まざれば支出は漫に制裁なし。其事を司るもの唯だ債を借り以て暫く目前を顧みるを知るのみ、日に積み月に累なり、負債愈々大きく償還愈々難し。借債の時に當りては肉を削き瘡を補ひ、豫め清償の方法を計らず、而して資を投ずる者も營業を競争し、亦歸本の來源を察せず、以て財政も金融も共に其弊を承くるを致す。延いて今日に至り普通

擔保付借款を計上せざる以外、即ち鹽稅剩餘金を以て抵する所の借款のみを擧ぐるも、内債負擔七千餘萬元、外債負擔二千六百餘萬元、合計約九千六百餘萬元なり。此等の借款は利率既に高く、期限尤も短く、現在期限經過し應に元利を償ふべきもの毎月約七百餘萬元を要するも、月を逐ひ未だ支拂ひ得ず、日に積み日に巨額と成れり。而して毎月の鹽稅剩餘金は唯だ一定額あるのみ、固より分配に足らず、此に顧みれば彼に失ひ、以て應に還すべき各款は再三期限を愆り、收入の鹽稅剩餘をば悉く其儘差引かれて、猶ほ其數に足る能はざる現状を致せり。特に外國銀行側に於ては噴々煩言あり國際信用を損失するのみならず、即ち京外大小銀行も政府に投資し期限の如く回收し得ざる爲め、忽ち融通に艱み、勢ひ坐困を成し、市面金融危迫、財政に影響する益々大なり。孤就任以來悉心考慮するに、中央にて支出を待つもの軍、政各費は方に燃眉より急なり、國家己に負ふの内外舊債は又屈指に勝へず既に敢て從來の如き適切の償還法を講ぜず、唯だ借債以て一時を搪塞するのみ、且つ常に後顧の深憂を懸け、資金の以て百孔を彌縫する無し。竊に以爲らく、財政の救済は必ず金融の活動を先とす、各銀行に在りては、母財を收轉運用するに非らざれば以て業務を經營する無く、政府に在りては積債を清理するに非らざれば亦財源を確定するに由無し、否らざれば則ち負債山の如く必ず増高して已

まさるに至らん。茲に僅に前項鹽餘借款のみに就き、又其の償還に達せる元本をも計上せざる以外に於て、應に支拂ふべき利息のみにて毎年己に二千萬元以上に在り、是が爲め一月整理を遅くるれば即ち毎月百數十萬元の支出を増多す、此儘推移せば政府の負擔は減輕に従ふ無く、鹽餘の收入は正用に供し難く、特に金融艱窘し告貸に窮するのみならず、抑も且つ百端俱に廢し、更に財政の言ふ可き無からんとす。今の計を爲すに、根本整理辦法は、一は散を化して整と爲し、短期を易へて長期と爲し、重利を改めて輕利と爲し、以て國庫の負擔を減輕するに在り。一は鹽餘を騰出して再び借款擔保に抵せず、中央毎月必要の支出をして、虚懸(文書上の收入)に止まり全然實收無きに至らざらしむるに在り、而して庶くは從前の重累を卸し將來の庫儲を殖す可けん。愚見の及ぶ所未だ敢て緘黙に安んぜず。債務を清理し迅即の方法を安定し、並に内外短期借款をば詳細に列表し別に呈送を行ふ以外、有る所の内外短期借款は急に應に清理すべく、及び再び鹽餘を以て資金を抵借し得ざる事情を謹んで先づ披瀝上陳し、大總統の鈞鑒訓示を経て遵行せんとす(十一年一月二十日政府公報)

鹽餘公債發行頓挫 斯くて、債權者側は銀行公會以外の各銀行號をも加へて、三十一行號を以て鹽餘借款聯合團を組織し、先づ政府の一千四百萬元特種國庫券發行に同意を與ふると共に、九千六

百萬元鹽餘公債の引承條件を協定し、一月二十六日財政總長との間に調印を了りたり。然るに一般政局は梁內閣に對する吳佩孚等督軍連の反對あり、奉直兩派の暗闘、並に研究會其他不平政客の陰謀に因りて、國務總理梁士詒氏は早くも請假天津に隠れ、政界動搖人心不安を加ふるの際、復た又巨額の公債成立説喧傳したる爲め、政敵は以て政府攻撃の材料と爲し、商界學界も亦之に附和雷同して、鹽餘公債反對の風潮を見るの勢ひあり。加ふるに、政府部内に在ても内務總長高凌霨、農商總長齊耀珊の如きは、鹽餘公債發行後、關稅增收に擔保替を行ふまで數月間、政府毎月の經費に恃むべき財源を失ふを指摘し、鹽餘公債の發行と同時に、銀行側に追加條件として一十萬元の現金提供、及び毎月百萬元を立替しむる事を主張し、財政次長鐘世銘氏すら張總長の處置には責任を負ふを得ずと公言するに至り、是等内外の故障に依りて一時頓挫を生ぜり。此間の内情に就き二月七日の順天時報は報じて曰く「鹽餘公債の發行は既に調印を経たるが、數日ならずして内には閣員の反對あり、外には銀行界にて財政部新提出の追加條件に反對する有り、原案主持者なる張孤氏は遽に辭意を洩らして天津に赴き、該公債の前途は甚だ悲觀すべきものと爲れり。銀行界の消息に據れば、政府原案の發行條件は銀行側には固より不利益なるも、姑く強いて犧牲を忍びて承認し、一月二十六日既に契約

を協定したるに、其後財政部は發行と同時に財政部に向ひ一千萬元の現金交付、及び關稅現實從價五分實施までの間、政府に對し毎月百萬元宛の現金立替を追加條件として提議せり。今其第一條件に就て論ずれば、原來該公債は政府が従前鹽餘を擔保と爲せる債務の整理を以て目的とするものにて、政府の財政困難を救濟するを以て目的と爲すものに非らず。且つ財政部と協定の發行價格は八四なるが、現在國內金融界の趨勢は市場の賣出七〇乃至六〇の廉價を出でざる情態にして、舊債の清償にすら足らず、決して現金を浮出さしむるの餘地なし。然るに政府は一千萬元現金交付を要求し、海軍經費及び北京の軍警費に充つるを以て理由とするも是れ一時の口實のみ銀行界は承認を與へ難し。第二條件なる毎月百萬元立替に就て論ずれば、既に斯かる不利益の公債を引承けたる上、復た此負擔を受くる謂はれなきは當然なり。銀行界の意嚮は以上の理由を以て追加條件を拒絶すると同時に、該公債發行に關する今日迄の經過事情を公開し、輿論の正當なる批判を求めんことを主張せり。而して政府側に在りては高内務總長、齊農商總長の反對を受け、中間に板夾みと爲れる張財長は、遂に天津に奔りて苦境を避けたるなり」と

銀行團の鹽餘公債引承事情 鹽餘借款聯合團は世上の誤會を釋き輿論の公正なる批判を求む

る爲め、二月八日銀行公會を假りて北京各新聞記者を招待し、首めに張公權氏より歷年鹽餘抵借の情形及び國內銀行債權者が鹽餘借款團を組織したる所以の原因を報告せり。次で周作民氏は鹽餘國庫券發行の經過及び國內銀行團の債權が尙ほ確定の處なく甚だ不安なる事實を報告し、並に銀行團の政府に對する濫貸の失策を陳述したり。其報告に曰く

「鹽稅を以て外債を抵借してより後、毎月外債元利を控抵するを除くの外、鹽稅勘定中に餘す所の現金は従前は銀行團より政府に交付して自由に支用せしめたり。民國四、五年より八、九年まで毎月青黃接せざるの際、往々鹽餘を引當として銀行に借款を求め、銀行にては期限短かく擔保も確實なるを以て、皆な悦んで融通立替を爲せり。其後暫くは鹽餘抵借を繼續し期限を加長せり、復た各種短期外債の期限到るも償還の方法なきを以て、政府は亦鹽餘を指抵し一時の擋塞を圖る。是に於て鹽餘引當の債は日に積もり月に累なりて、鹽餘指抵の各銀行號との契約は、遂に往々其期限を愆誤するに至り民國十年春に及びて、銀行公會聯合會が政費を立替ざることを宣言したる時、其鹽餘指抵の内外債は已に四千餘萬元に達したり。爾後新設銀行號漸く増加を見たるが、政府は鹽餘分配の實際額如何を顧みず、徒らに重利を以て相招致し、一方更に公文を以て鹽稅保管の各外國銀行に通知し、鹽餘交付

の時債権者に代りて引去らしむる事を委託せり、是を以て各銀行號に於ては確實なる可しと信用し争うて貸付に應じたり。然るに上年十一月の間に至るや政府は竟に約に背き信を失し、鹽餘交付の時に至る毎に、應に償還すべき債務に對し、概ね置て手續を理せず。中外の此債権を有するもの乃ち争うて鹽餘を差引き、遂に鹽餘交付の時に逢ふ毎に、即ち無窮の争執を生じ、市面も亦日に恐慌を起すを致せり。本公會は此情形を睹て以爲らく、政府に借款する者は固より唯だ利益のみ目的とするを免かれず、然も銀行借款は皆な株主の血本、人民の預金にして、政府各機關の支持せらるゝ所以のもの、又唯だ此れに是れ頼らざる莫し、されば政府の背約失信を坐視する能ざるなりと。因て十二月に於て全國の公會加入外銀行を邀集し、共同して再び鹽餘を以て政府に資金を抵借せざることを決議し、一面には政府に速に従前の舊債を整理せん事を要求したり。是が爲め財政部は本年一月十九日大統領に呈准して清理辦法を立案し、鹽餘と關係を有する各銀行號も會同して鹽餘借款聯合團を組織し、政府と債券發行辦法を協議し彼此商量成立、一月二十六日に於て各銀行號と財政總長と契約に調印せり。其條件は債券發行額九千六百萬元、期限七個年、利息八分、發行價格は民國三、四年債及び善後借款の辦法を標準とし八四に照して發行す、其の債券全部を充て、短期内外債を償還し、務め

て別用に移充するを得ずと規定す。査するに本團各銀行號の各借款は利息期限の高低長短一ならず中に一二利息の較や大なるものあり、然るに目下現金の市上利率に照して計算すれば、各銀行號の缺損額極めて多大なり、且つ銀行側には此外尙ほ二千餘萬元の債権を有するも未だ着落なく、政府にて別に償還方法を立つるに非らざれば、其全數を回收すること能はざる状態に在り。故に各銀行號が是の如く痛を忍びて、新に鹽餘公債を引承くるに至れる所以のものは、(一)各銀行の債権をして較や確實の保障あるを得せしむること、(二)政府をして再び渺茫不定の財源を以て資金を指抵するを得ざらしめ、以て人民を欺き而して金融を亂るを杜絶すること、(三)一に關稅の増加確定を待ちて政府が鹽餘を騰出し政費の用を爲すを得、政府をして入を量り出を爲さしめ、財政をして漸く正軌に趨かしむるを得べきこと是れなり。抑も更に言ふべきもの有り、此新公債は第一年の基金唯だ一千二百萬元を要するのみ、而して政府が從來鹽餘指抵の内外債に對する契約に就いて言へば、豈に止だ倍蓰のみならんや。是を以て此次發行公債は政府に於て未だ絲毫の負擔を加へざるのみに非らず、且つ各銀行號は已に政府に代りて巨多の利益を犠牲とす、寧ろ過ぐると謂ふを得んや。若し此に因りて政府全體の財源に牽及すと謂はゞ、實に未だ真相を悉さず、此契約の内容は又更に鄭重聲明せざるを得

ざるもの也。唯だ政府業に己に契約に調印し、而して近日又追加條件の要求あり、一部の債票を控留するか、或は銀行より毎月政費百萬元の立替要求の説は、此れ整理の本旨と相背く、各銀行號にて未だ敢て承認せざるもの也。謹んで此に宣布し、公鑒を祈る」と。尙ほ之に財政部との契約内容を添附發表せり

鹽餘公債發行事情公開の要求

右の如く、鹽餘借款聯合團は各新聞記者に對して、鹽餘公債引承に至れる事情經過を發表し、自ら其の立場を明かにすると同時に、全國の商會、教育會、省議會、新聞社等に對しても略ぼ同意味の通電を發したるが。翌九日更に請願書を國務院に呈して、此際政府に於ても同様内情を宣布し、一切公開方針に出でんことを要求したり。即ち其請願書に曰く

「窃に査するに、財政部と内外各銀行號等と鹽餘を擔保とし資金を訂借したるもの、民國十年末までに總計内外債額幾んど一億元に達し、近月以來債額増多し月賦償還を要する爲め、鹽餘は日に窮乏を告げ、十年十二月分の鹽餘交付金に至ては、政府に於て隨意流用し月賦支拂を履行せず、各銀行號は奔走呼籲したるも毫も結果なく、商民惶惑し己むを得ず鹽餘借款聯合團を組織し代表を選び屢々政府に向ひ催索交渉し漸く辦法の商定を経たり。即ち一面に於ては各銀行號は今後再び鹽餘を擔保と

する借款を引承けざる事を宣布し、並に政府に對して今後再び各銀行號及び何處を論ずるなく鹽餘を引當とする借款を行はざる事を請求し。一面に於ては政府より内外短債償還の公債額面九千六百萬を發行し、第一年には鹽餘一千二百萬元を以て基金と爲し、關稅の現實五分實行の時を待ち、直に關餘を以て年額二千萬元を支出し基金に充て、専ら此等各銀行號鹽餘借款完済の用と爲さしむ、業に一月二十六日に於て財政部と各銀行號等と總括契約を訂定調印し、並に大總統へ呈明を経たり。査するに本行等の借款には各契約あり、契約一日存在すれば即ち債權一日存在す、公債の發行は乃ち委曲求全の計なり。且つ此次短債償還債券發行の實收全額を以て言へば、鹽餘引當の内債を償還するに仍ほ不足甚だ巨額なるに屬す、尙ほ政府は別に方法を講じて全部の清還を期せざるべからず。本行等が國家に厚く、而して株主に薄きは事實上本より己むを得ざるに屬す、然るに或は之を察せず疑を本行等に及ぼし、公債の發行を以て自身の利益を謀り國家の安危を顧みずとせり、此不韙の名を冒す、何ぞ能く受くるに忍びんや。夫れ鹽餘の一項は早く己に擔保に指定せられ盡くせり、即ち全數を擧げて内外借款の清償に充てしむるも、足らざるの數、爰ぞ皆に倍蓰のみならん、更に何ぞ移して他用と作すの餘裕あらんや。夫れ政府は特種庫券一千四百萬元を發行せんとし、張財政總長は本行

等と再三説明せり、此庫券は一千萬元を以て年關を維持し、四百萬元にて舊債を清還すべしと、四百萬元の庫券尙ほ未だ發給せられず、而して九千六百萬の公債條例尙ほ未だ頒布せられず。且つ聞く又附帶條件加入の説あり。本行等國務院に懇請す、速に財政部に命じて應に償還すべき本行等の債款に對し、日を期して清還辦法を宣布せしめ、並に先づ四百萬元の庫券を出して夫々本團に交付し以て手續を完了せしめられん事を』云々

鹽餘公債發行理由の通電

鹽餘公債の發行は聯合債權團の要求急なるのみならず、眼前に横はれる短期内外債の整理上、實に萬己むを得ざる處置なるを以て、政府部内の反對者も諒解する所あり。張總長は間も無く天津より歸京し、二月九日付を以て、全國に發行理由の通電を發したり。曰はく『政府が九千六百萬元鹽餘(或は關餘)公債發行に對して、各省各界にては未だ其内容を知悉せざるものあり、必ず以て政府は理由なく斯かる巨額の債款を募ると爲し、亦野心無しとするも必ず裏面に魂膽あらんと疑へり。知らず、此九千六百萬の債券は乃ち之を以て内外各銀行の短期債款を償還せんが爲にして、今日始めて新債を募るに非らず、此れ應に聲明すべきもの一也。九千六百萬元の債款は、民國七年より起り十年十一月に至る迄に、早く既に政府に於て各銀行と契約を結び、陸續借入

れ年々費消し盡くせる負債たるに過ぎざるが、局外者は其詳細を知るもの少なし。今や政府は財政公開主義を取り、己に従前より負ふ所の各債債權者名、債務額及び訂結契約時日等をば、逐日政府公報に掲載し、一般に周知せしめつゝあり。又此等の内外短期債は利息太だ重く平均月二分内外なるが故に、總て易ゆるに八厘債券を以てし、以て國庫の負擔を軽減し、舊契約を取消し擔保を回收保存せんとするもの、其性質を論ずれば乃ち舊債の結束にして、決して忽ち新債を増すには非らず、此れ應に聲明すべきもの二也。財政部にて歴年負ひたる所の此等債款は、鹽餘勘定中より外國銀行の爲に其儘差引き去らるゝもの毎月平均約百七八十萬元に上り、僅に利息を償ふに足るのみ、永く元本を償還し得るの日なく、政府の財政は萬劫恢復せざらんとす。今回公債券償還の爲め毎年支拂ふ所の資金は、毫も以前より増加せずして、元本と利息と兼ね支拂ひ七年を以て還清すべし。故に公債は發行すと雖も從來鹽餘勘定より支拂ふべき資金には仍ほ關係なし、此れ應に聲明すべきもの三也。今回償還する短期債款は即ち公債券を以て直接交付する時、財政部より審計(會計検査)院及び商會(商業會議所)に照會して委員の派遣を請ひ立會處理し、以前訂結したる契約に據り履行確實なるを證明せしめ、財政部に於て其手を高下する能はざらしめ、仍ほ公開手續を取るべし、此れ應に聲明す

べきもの、四也。以上四端は政府が此回公債發行の實情たると共に、財政公開の主旨を聲明するものなり、各界若し尙ほ未だ情形に明晰なる能はざるものあらば、務めて祈る、隨時文書を以て質疑せられ、或は人を派し部に來り諮問せられんことを、本部は誠意回答し以て群疑を釋かざる無からんとす。以前費消したる九千六百萬圓借款の用途に至ては、已に本部より大總統に呈請し委員を派し會同審査を遂げ之を報告したり。財政部、二月九日

鹽餘公債發行理由書

財政總長張弧氏は更に稍や詳細なる發行理由を聲明したり。曰く『一國の財政は能く豫算を施行し收支適合するを以て不易の原則と爲す、吾共和民國は建設以來政變紛乘し、政府豫算は今に至るも未だ成立せず、収入は多く截留を被むり、支出は漫に限制なく、入る出づるに足らず庫虧の數、年を逐うて増加す、初め或は外債を借用し以て彌補に資す、民國八年に至り外債再び借る可き無し、是に於て始めて國內外銀行に向ひ零星短期借款を起す、此等の借款始めは印花稅及び元、八兩年公債を以て抵押と爲し、次に漸く鹽餘に侵及す、今日に至る迄に、他項抵借借款を計上せざる以外、僅に鹽餘を引當とする借款のみに就て論ずるも、内債額七千餘萬元、外債額二千六百餘萬元、合計約九千六百萬圓に上る。此等の借款は條件嚴酷、期限既に短、利率尤も高く、借款の時に當

りては只だ目前の救済を圖りて鳩を飲み渴を止むるを惜まず、日後に如何に清償せんか顧みざる所に在り、而して投資する者も、亦唯だ趨りて近利を逐ひ、徒に贏を操り餘を制するを知るのみ、國力如何に能く歸還するや否や、均しく計らざる所、日に積もり月に累なり負債愈々多く、債を償ふ愈々難し。現定期限到り應に償ふべき元利毎月約七百餘萬元を要し、一年には即ち八千餘萬元を要す、而して鹽餘の歳入は四千餘萬元に過ぎず、即ち全數を盡くして配分するも不足尙ほ多大なり。是か爲め毎月交付せらるゝ鹽餘は政府と銀行と互に相聚訟し、此を顧みれば彼に失ひ、再三期限を延べ、滯り利息を轉じて元本に繰込み、元本は復た利息を加へ、債々相引いて愈々收拾し難し。夫れ中央にて恃むべきの収入は關稅鹽稅餘金に外ならざるが、關餘は已に劃られて三、四、七年等の公債基金と作る、而して鹽餘の一項毎月交付せらるゝ現金は、銀行團の爲に代りて短期借款に差引かるゝもの幾んど十分の七八に及ぶ、是れ鹽餘又已に絶ゆるに垂んとし、中央財政の生機已に盡き、各省給を中央に仰ぐの生機亦之に因り俱に盡く、一年以來内にして行政、教育經費、外にして海陸軍餉糧の延滞して支出の途なき、職として是れ之が故なり。弧就任以來此の情形を覩て怵然心に整理を謀らんと欲す、物に維ふに、目下整理方法は鹽餘を騰出(擔保關係を解除)し以て要需に供するより急なるは莫し、而

して鹽餘を騰出せんと欲せば、必ず鹽餘引當の借款をば清償し、方に騰出の一日あるべし。一月以來毎週月水金に、財政金融各界に於ける學識經驗ある人士を召集して屢次會議し、公開討論したる結果、公債九千六百萬を發行し専ら鹽餘借款を清償するの用と爲す事、並に此次華府會議の議決したる六個月後、關稅現實五分改定率實施より生ずる増收金を指定して償還に充て、其の關稅尙ほ未だ増收せざる以前に在りては、仍ほ暫く鹽餘を以て引當と爲す事を公同決議せり。此公債は其の有利點を擧ぐれば三あり、即ち政府が鹽餘を引當とする各債は六個月以後に至らば關餘に繰換へ支拂ふ事と爲り、鹽餘の收入を其儘差引かるゝを免かれ、一切の政、軍各經費は毫も資源なきを致さざる可し、是れ其利の一也。債權者方面に就て言へば、毎月徒に政府の鹽餘を差引き、數十家銀行の分配に歸するも得る所究に幾も無きに屬し、貸付の額は資本に超過し、現金回收又期日の如くなる能はず、金融の恐慌即ち眉睫に在り、現在此等債票の回收割合は稍や不利なりと雖も、金融は此れが爲め活動するを得て、倒閉の虞れを免る可し、是れ其利の二也。従前の鹽餘抵借各債を以て計るに、其利息毎年約二千萬元を要し、一月清理を遅るれば即ち百數十萬元の虧損を増す、今回發行公債の利息は僅に年八厘を支拂ふのみ、是れ上述借款をば、短期を易へて長期と爲し、高利を改め低利と爲し、政府の負擔を

大に減少するもの、其利の三也。抑も弧が尤も言ふべきもの有り、近年政局不定、内外隔闕、疑謗生じ易く、中央に計畫ある毎に、輒ち誤會に因りて中止す、今回發行の公債は全然財政公開主義を取り、鹽餘借款を清理する以外、決して別用に支出を爲さず。且つ此次公債を以て債務を清理するは、政府の主持に係ると雖も、亦鹽餘借款關係各銀行の請求に出でたるもの、將來公債票の發行、借款の配分は全然銀行公會に委託して協同辦理し、政府は其手を高下する能はず、此れ應に聲明すべきもの、一とす。財政が債務の爲に紊亂するは、歐米各國にて均しく曾て此難關を経たり、惟だ決心毅力ある者出で、補救し、常に轉じて富強開拓の基礎と爲す、吾國現在の債累は慮る可きに屬すと雖も、亦宜しく悲觀に過ぐべからず。査するに、従前徴收せる關稅從價五分は其實三分六厘一毛に値るに過ぎず、確實に徴收するに至らば毎年應に一分四厘の收入を加ふべし、昨年の關稅收入關平銀五千四百餘萬兩を以て比例せば、一分四厘の増加は應に二千一百餘萬兩の増收にして、銀元換算三千數百萬と爲り其内二千萬元を以て此公債の償還基金に充つる以外、尙ほ一千餘萬元の盈餘あるべし。故に今回公債發行を實施して六個月後には、即ち鹽餘を騰出す可く、復た上述關稅盈餘を得べく、一方には則ち債務日に消え、一方には則ち國用日に裕かならんとす、現に一時は窘困すと雖も、而も來日の大難は

免かる可し、此れ應に聲明すべきものゝことす。之を總ぶるに、此の公債は其作用を論ずれば、財政の整頓によりて金融を救済するものに係り、其效用を論ずれば、金融の活動に由り以て財政を維持するものに係る、もし能く積極進行せば國事尙ほ爲す可きもの有り、且つ有る所の鹽餘引當短債は、皆な弧の就任以前に訂借したる所なり、此公債發行の成否如何が、弧一人の功罪に關係するものは小なるも、財政金融の利害に關係するもの大なり、曲突移薪の謀を爲さざるを得ざるに値り務めて望む、各諒解を加へ共に艱難を濟はんことを、敢て腹心を布く、尙ほ希くば察を垂れよ。財政總長張弧

鹽餘短期内外債明細表

財政部は二月十五日の「政府公報」紙上に、財政部通告を以て鹽餘引當の内外短期借款明細表を發表したり。之に據れば大部分は昨年中の起債なるも、中には數年前の舊債もあり、又契約訂立は昨年なるも其以前より借款事實の成立せるもの、及び舊債利息の延滞額を新借款に改めたるものもあり、仔細に此表を閲覽すれば、支那政府の窮迫状態と其彌縫手段の實際を目睹するの感なきにあらず、統計としては不備の點あれども、其儘茲に全文を譯載すべし

『財政部通告 查するに、本部が歴次鹽餘を指定し抵借したる内外債款は、計るに共に九千六百餘萬元とす、現に償還内外短債八釐債券九千六百萬元を發行し之が償還の用に充つる計畫なり。有る

所の鹽餘指抵内外債款は業に本部にて明細表を作り大總統に呈申したり、茲に其の債款表を登載公布し、衆をして週知せしむ。即ち左の如し

債 權 者	起 債 額	償 還 額	現 在 額	擔 保 品	起 債 時
五 族 銀 行	二二〇,〇〇〇元	—	二二〇,〇〇〇元	無	民國年月日
北 京 商 業 銀 行	三,五〇〇,〇〇〇法	—	三,五〇〇,〇〇〇法	中國銀行官有株券三十萬元、印花稅票五十萬元	一〇、七、一三
同	八〇,〇〇〇元	—	八〇,〇〇〇元	元	一〇、九、一四
東 陸 銀 行	五〇〇,〇〇〇元	—	四九八,〇〇〇元	無	一〇、九、一九
中 華 儲 蓄 銀 行	六,〇〇〇,〇〇〇法	—	一,七〇〇,〇〇〇法	印花稅票百三十萬元、元	一〇、一、一〇
新 亨 銀 行	一〇〇,〇〇〇元	—	一〇〇,〇〇〇元	年公債舊票七十萬元	一〇、六、八
同	一〇〇,〇〇〇元	—	一三三,〇〇〇元	無	一〇、六、一七
同	一〇〇,〇〇〇元	—	一〇〇,〇〇〇元	無	一〇、八、二
慶 興 誠 銀 行	一〇〇,〇〇〇元	—	一〇〇,〇〇〇元	無	一〇、九、二四
泉 通 銀 行	一〇〇,〇〇〇元	—	一〇〇,〇〇〇元	無	一〇、八、三
同	一,〇〇〇,〇〇〇法	—	一,〇〇〇,〇〇〇法	元	一〇、五、七
明 華 銀 行	五〇〇,〇〇〇元	—	五〇〇,〇〇〇元	元	一〇、七、一四

勸業銀行	500,000元		500,000元	無	10,914
同	100,000圓		400,000圓	整理元年公債票四十六萬三千九百六十元	10,10,二八
中華儲蓄銀行	100,000元		100,000元	無	10,10,八
同	100,000元		100,000元	元年公債整理票四十萬元	10,10,三三
上海浙江絲綢商行	100,000元		100,000元	無	10,10,二二
保商銀行	100,000元		100,000元	無	10,10,一五
同	100,000元		100,000元	無	10,10,一五
裕記	100,000法	1,010,000法	8,966,000法	無	10,10,一〇
大信銀行	100,000元		100,000元	印花稅票五十萬元	10,10,六
同	100,000元		100,000元	無	10,10,六
福利銀公司	100,000元		100,000元	無	10,10,八
同	100,000元		100,000元	無	10,10,八
勸業銀行	1,000,000元	1,000,000元	8,500,000元	無	10,10,三四
邊業銀行	500,000元		500,000元	五年公債票三十萬元、元年公債票七十萬元	10,10,元
通惠銀行	400,000元		400,000元	無	10,11,二二
保商銀行	100,000元		100,000元	無	10,11,二二

同	規銀七〇,〇〇〇兩	3,500,000兩	無	10,10,一三
勸業銀行	300,000元	900,000元	無	10,10,一三
元記公司	1,000,000元	1,000,000元	中國交通兩銀行預金證	10,10,一
同	1,000,000元	1,000,000元	同	10,10,一
物利公司	1,000,000元	600,000元	印花稅票三百萬元	10,10,六
同	1,000,000元	1,000,000元	印花稅票八十萬元	10,10,七,三
震義銀行	伊金三〇,〇〇〇,〇〇〇リ		電車官有株券二十五萬元	10,10,九
同	佛金三,500,000法		國庫券三千二百萬法	10,10,八,一
華豐盛記	佛金三,500,000法		煙酒國庫券	10,10,九
中國、交通、鹽業	佛金三,500,000法		無	10,10,九
金城、勸業銀行	佛金三,500,000法		中國交通兩銀行預金證	10,10,八,二五
華北、華法銀行	佛金三,500,000法		邊業銀行官有株券七十萬元	10,10,九,一
同	佛金三,500,000法		廣東官有財產	10,10,一五
華法銀行	佛金八,000,000法		五年公債票六十萬元	10,10,八,一
同	佛金八,000,000法		三、四年公債票九十六萬元	10,10,一五
元記公司	佛金五,500,000法		無	10,10,一五
同	佛金五,500,000法		無	10,10,一五
華法銀行	佛金五,500,000法		無	10,10,一五
和記公司	佛金五,500,000法		無	10,10,一五
同	佛金五,500,000法		無	10,10,一五
通商銀行	佛金二,500,000法		無	10,10,一五
農商銀行代借泰	佛金二,500,000法		無	10,10,一五
同	佛金二,500,000法		無	10,10,一五
四明、通商銀行	佛金二,500,000法		無	10,10,一五

農商勸業兩銀行	佛金三,000,000元	1,000,000元	印花稅票百萬元	10, 9, 15
中國、交通兩行	佛金三,000,000元	1,000,000元	特種國庫券	10, 1, 0
立業、金城兩銀行	佛金三,000,000元	1,000,000元	佛金國庫券三百萬法	同
行代借華比債	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	八、九、10立替
豐業銀行	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 9, 15
銀行公會代中法	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 9, 15
實業銀行紙幣兌	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 9, 15
換立替	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 9, 15
銀行公會仲秋節	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 9, 15
立業銀行	佛金三,000,000元	1,000,000元	元年公債	10, 9, 15
大業銀行	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 9, 15
同	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 9, 15
華北銀行	佛金三,000,000元	1,000,000元	印花稅票四百萬元	10, 9, 15
大中銀行	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 9, 15
中國、交通等六	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 9, 15
銀行華會議經	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 9, 15
費行借會款	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 9, 15
中國銀行立替	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 9, 15
年長期公債利息	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 9, 15
交通銀行立替	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 9, 15
年長期利息	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 9, 15
中國銀行利息	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 9, 15
教育準備金	佛金三,000,000元	1,000,000元	支付命令(支拂命令證)	10, 9, 15
	佛金三,000,000元	1,000,000元	國庫券	10, 9, 15

明華銀行	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 10, 15
華茂銀號	佛金三,000,000元	1,000,000元	金融公債票四十六萬元	10, 8, 11
哈達式公司	佛金三,000,000元	1,000,000元	交通銀行預金證	10, 8, 11
寶利公司	佛金三,000,000元	1,000,000元	金融公債票四十三萬元	10, 8, 11
通業銀行	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 10, 15
永大銀行	佛金三,000,000元	1,000,000元	無	10, 10, 15
華孚銀行代借隆	佛金三,000,000元	1,000,000元	元年公債整理債票二十萬	10, 10, 15
記	佛金三,000,000元	1,000,000元	零八百八十元、三、四、五、	10, 11, 1
國華公司	佛金三,000,000元	1,000,000元	七年等零屋公債票合計一	10, 11, 1
新華銀行代借日	佛金三,000,000元	1,000,000元	萬四千四百六十五元、印	10, 11, 1
本東亞興業會社	佛金三,000,000元	1,000,000元	花稅票五十萬元	10, 11, 1
債	佛金三,000,000元	1,000,000元	中國銀行株券三十萬元、	10, 11, 1
中國交通兩銀行	佛金三,000,000元	1,000,000元	勸業銀行株券二十萬元、	10, 11, 1
代借通商銀行債	佛金三,000,000元	1,000,000元	日金國庫券四百萬圓	9, 3, 1
勸業銀行代借款	佛金三,000,000元	1,000,000元	中交兩行預金證	10, 11, 1
太平公司	佛金三,000,000元	1,000,000元	元年公債整理債票百二十	10, 9, 10
華法銀行	佛金三,000,000元	1,000,000元	萬元	10, 9, 10
中國、交通、鹽業	佛金三,000,000元	1,000,000元	中國銀行官有株券二十五	10, 9, 10
金城勸業等銀行	佛金三,000,000元	1,000,000元	萬元	10, 9, 10
	佛金三,000,000元	1,000,000元	印花稅票九十萬元	10, 9, 10
	佛金三,000,000元	1,000,000元	電車官有株券二十五萬元	10, 9, 10

亨達公司	800,000元		800,000元	中交兩行預金證	10,711
新華、懋業兩行	800,000元		800,000元	四年公債票八十二萬五千五百元、八年公債舊票三百萬元	9,10,8
天津交通銀行	300,000元		300,000元	元公債整理債票八十萬元	9,12,6
聚興誠銀行	100,000元	120,000元	100,000元	印花稅票八十萬元	10,6,10
同	100,000元		100,000元	印花稅票三十萬元	10,10,1
華孚銀行	100,000元		100,000元	國庫券四十萬元	10,10,30
農商銀行	100,000元		100,000元	無	10,11,7
中國交通等十二銀行警察廳借款	200,000元		200,000元	八年公債舊票二百萬元	9,11,1
泉通銀行	佛金三,000,000法	1,500,000法	六,000,000法	勸業銀行株券二十萬元、元公債整理債票二十萬元	10,1,1,5
裕通銀號	100,000元	100,000元	100,000元	印花稅票八十萬元	10,8,10
中國實業銀行	120,000元		120,000元	印花稅票四十萬元	10,10,1
同	100,000元		100,000元	中國銀行官有株券十五萬元	10,10,1
天津中國實業銀行	100,000元	50,000元	150,000元	同二十五萬元	10,7,10
大業銀行	110,000元		110,000元	同十五萬元	10,8,9
大成銀行	50,000元		50,000元	無	10,8,9

此債は交通銀行を經て代借し十年八月應餘を以て支拂ひたる結算尻不足額

中國銀行代借合	436,410元		436,410元	元公債舊票二百三十五萬元、印花稅票五十萬元	10,7,1,5
中國銀行代借義	175,330元		175,330元	四年公債票三十萬元	10,6,1
勸業銀行	200,000元		200,000元	無	10,8,1,8
邊業銀行	250,000元		250,000元	無	10,11,1,9
興記	350,000元		350,000元	七年長期公債票一百萬元	10,3,3,3
漢口合記公司	500,000元	217,550元	282,450元	四年公債票七十六萬一千零九十元	9,9,3,0
華孚銀行代借隆	佛金六五〇,〇〇法		六五〇,〇〇法	無	10,10,1
新亨銀行	1,212,600元		1,319,600元	國庫券二百四十萬元	10,8,7
大德通銀號	100,000元		100,000元	中國銀行官有株券二十五萬元	10,8,10
交通銀行代借六	4,100,000元	1,717,763元	2,382,237元	無	8,3,3,5
交通銀行	1,800,000元		1,800,000元	國庫券三百六十萬元	10,1,1,5
交通銀行	1,800,000元		1,800,000元	國庫券三百六十萬元	10,1,1,5
中國銀行	1,262,000元		1,962,000元	國庫券三百六十萬元	10,8,5
大陸銀行	140,000元		140,000元	金融公債票二十四萬元	10,1,3,1
天津興業銀行	120,000元		120,000元	中國實業銀行株券二十二萬元	10,8,10
同	90,000元		元利100,000元	同十六萬元	10,8,10

十年七月一日九萬元を借入れ後該行に對する延滞利息二件を加へて

以上三件内に國庫券利息銀元換算約二百餘萬元あり、新債（九千六百萬元債券を指す）發行の時に於て差引回收すべきものとす。又十年十二月分及び十一年一月分の鹽餘勘定中より償還すべき筈の外債百數十萬元あり、是れ亦結算後右表中より夫々減除すべきものなり。故に前記の實際未拂内外債總計は十一年一月末に於ける現在額銀元約九千六百萬元内外なりとす。尙ほ鹽餘を擔保と爲せる内債中には勸業銀行官有株券額面一百萬元あるが、是れ亦新債發行の時を待つて併せて辦理すべきものなり。又鹽餘を擔保と爲せる外債中には尙ほ中法實業銀行に對する期票（支那政府の約束手形）佛金五百餘萬法あり、該行の復業するを待ちて亦之を鹽餘擔保債中に加へ別に辦理を行ふべし。併せて茲に聲明す』

償還内外短債八釐債券條例

（二月十五日政府公報にて發布）

第一條 政府は内外短期債を償還の爲め、八釐債券を發行し、九千六百萬元を以て額と爲し、名を定めて償還内外短債八釐債券と曰ふ

第二條 此債券の利率は定めて週年八釐（年利八分）と爲す

第三條 此債券は毎年二回利息を支拂ふ、上半年の利拂は定めて一月三十一日とし、下半年の利拂は

七月三十一日と定む

第四條 此債券は發行の日より起り半年以内に唯だ利息のみ支拂ひ、民國十二年一月三十一日より起り抽籤法を用ひ六年半に分ちて還清す。毎年二回元本を償還す、第一回は總額の百分の四を抽籤償還し、第二回より第五回までは毎回總額の百分の七を抽籤償還し、第六回より第九回迄は毎回總額の百分の八を償還し、第十回より第十三回迄は毎回總額の百分の九を償還し、民國十八年一月三十一日を最後とし全部還清す。元本償還現金拂渡期は毎年一月三十一日及び七月三十一日より開始し、其抽籤期日は一月十日及び七月十日と定め北京にて執行す

第五條 此債券の元利支拂には、民國十一年三月より起り、鹽稅餘金勘定中より、豫て支拂ふべき整理内債、造幣廠借款國庫券、及び十一年一月に發行したる特種國庫券（一千四百萬元）各基金を除くの外、本債券基金數額に照し、第一年は一千二百萬元、第二年より第七年迄は毎年二千萬元の毎月平均額をば、鹽餘借款聯合國の指定する銀行に交付し特別預金と爲し、以て期日に到り元利償還の用に備ふ。俟ちて關稅現實從價五分實行の日より起り、改めて增收關稅餘金勘定中より支出す。若し增收關稅餘金が支出すべき額に足らざる場合は、仍ほ鹽稅餘金を以て之を補充す

第六條 此債券は額面毎百元に付現銀九十元を實收す（鹽餘借款聯合團の聲明には手取八十四元とあり）

第七條 此債券は概ね記名せず

第八條 此債券は定めて拾元、百元、千元の三種と爲す

第九條 此債券及び利息券は元本償還利息支拂期の到れる日より起り、海關稅鹽稅を除く以外、用ひて以て一切租稅の納付、及び其他現金に代用することを得

第十條 此債券は銀行の保證準備金と爲すことを得

第十一條 此債券は隨意に賣買質入するを得、其他公務上保證金納付必要の時は之が擔保品と爲すことを得

第十二條 此債券取扱員が此債券に對して若し信用を毀損する行爲あらば、内債信用懲罰令に依りて夫々懲罰す

第十三條 毎回還本付息十五日以前に、財政部より大總統に呈請し特に審計院審計官二名を派して、此借款の帳簿を稽查せしめ、並に還本付息の現金を檢驗せしむ。毎回抽籤還本の時も亦審計院審計

官と財政部長官と立會ひ一切を監視す

第十四條 本條例は公布の日より施行す

（三）鹽餘公債發行反對

前項に擧げたる如く、財政當局は鹽餘公債發行理由の聲明及び内外短期借款の實數を發表し、努めて財政公開主義を取り以て國民の諒解を求めたれども、仍ほ吳佩孚一派の激烈なる反對あり。多數國民の輿論も、殆んど昨十年年度の一年間に於て、一億餘萬の短期債を増加し居るに愕き、且つ政府が公開主義を標榜しながら其の利率、期限、割引手取額、用途等肝腎なる借款條件を發表せざるは、短期債が皆な暴利借款にして、其間に存する幾多秘密の暴露を恐るゝ爲めなり。債權者たる銀行團は既に短期債に依りて暴利を占め、今又之が償還整理を理由として九千六百萬の新公債を發行し、銀行團と政府當局とは各々二百八十餘萬元の發行手數料を壟斷せんとする者なりと傳へ、新聞界の非難攻撃、國民財政大會の開催と爲り、反對運動漸く激烈ならんとす。蓋し鹽餘公債條例の規定は、額面百元に付九十元實收なるに、銀行團との實際契約は手取八十四元なるを以て、合計五百七十六萬元の發

行手数料は、契約兩當事者間に切半せらるゝものと疑ふべき理由なきにあらず。是より先き高齊兩總長との間に諒解を得て辭意を翻したる張總長は、鹽餘公債發行理由を通電したる後、其條例を政府公報にて宣布せんとしたるも、十日吳佩孚より第二の反對電報に接したるを以て一時之を見合せ庫藏司會辦許造時に親筆書簡及び發行理由書を携へて洛陽に赴かしめ、吳佩孚に對し内容を詳細説明せしめたり。而して張總長は躊躇荏弱の間、更に故障を滋さんことを感れ、吳氏の諒解如何を待たず。遂に十二日の政府公報にて之を發布せり。其後諸方面に於ける反對の聲は益々高調しつゝあり

(四) 内外短期債償還委員會設置

張總長は諸方面の反對を緩和し、國民の疑義を釋くには、短期債償還前に於て先づ特別委員を設け財政部と立會ひ舊債の條件及び用途を審査せしめ、以て信實を昭かにするの必要ありと爲し。又其の各銀行債權には緩急多寡の異同ありて一齊に償還すること能はず、審計院に託して商務總會立會ひ、各銀行團と政府間の借款契約を審査し、緩急多寡を定め平等に償還を行ひ、以て債權者間の不平等及び物議を免がるべしと爲し、償還内外短期債委員會の設置を徐總統に呈請し、二月十七日之が裁可

を得、次で司法總長董康氏を該委員會長に、審計院副院長趙椿年氏を副會長に任命の辭令、及び該委員會章程並に各代表委員の任命を發表したり

償還内外短期債委員會章程

第一條 政府は内外短期債償還目的の爲に償還内外短期債委員會を設立す、其の所管事務は左の如し

(一) 負債數額の清算 (二) 償還手續の監視

第二條 本會は會長一名、副會長一名を置く、財政部より大總統に呈請して任命す

第三條 本會の委員は左記各員を以て之を組織す

(一) 審計院審計官 (二) 法官 (三) 内國公債局代表

(四) 北京商務總會代表 (五) 銀行公會代表

第四條 本會の開會日期は、通常會は毎週月水金の三回とし、重要緊急事件に對して臨時に特別會を開く

第五條 本會は各方面代表委員の出席者過半数に達して、始めて開會するを得るものとす

第六條 本會は償還及び清算事件に對して疑義あれば、財政部代表に詳細の説明或は書面を以て答復を請ふことを得

第七條 本會長事故ありて出席する能はざる時は、副會長をして議長たらしむ

第八條 本會開會後の經過事件は、其翌日の各新聞に交付發表せしむ、其の發表すべき事件は會長或は其代表者の署名を経て責任を負ふべきものとす

第九條 本章程は大總統の批准を経たる日を以て施行の期と爲す

償還短債委員 而して該會、の組織には章程に定むる所の各委員を除く以外、すべて債權者債務者とも一切加入することを許さず、以て嫌疑を避くと。唯だ此外に新聞記者は十名を限り列席傍聽を准す、目下尙ほ未だ其人選及び手續は規定されず、各新聞社間に於ても亦互に交渉協議中なり。又各機關及び團體より推定せられ、大總統の指令を以て發表せらるゝ委員は左記十五名なり

審計院代表委員

錢懋勳、陳世第、周承裕、汪玉年

法院代表委員

石志泉、梁必、馬彞德

內國公債局代表委員

何孝涓、鄭莊

銀行公會代表委員

張嘉璈、岳榮堃、賀得霖、胡慶培

北京商務總會代表委員

袁鑑、周作民

償還短債委員會開會 該會の組織成立したるを以て、二月二十二日銀行公會を假りて、第一次審査委員會を開き、會長董康氏議長と爲り、大體の審査方法を協議したり。出席委員は審計院、司法部兩代表並に商務總會代表袁鑑、周作民兩氏及び債務者側は張財政總長、公債、庫藏兩司長等にして、當日は協議事項未だ債權者關係に涉らざりしを以て、其の出席なかりき。次で同二十七日第二次會議を開き、董康氏議長席に着き審査方法を協議したるが、分科審査に對し委員の定數不足なるを以て、審計院より三名、司法部より一名、都合五名の委員を増加の事、及び外債審査に就き事情諮詢の爲め外國債權者代表三名の列席を請ひ、其内一名は日本人たるべきこと等を決議したり

鹽餘債權審查會 右短債償還委員會の始めて開かれし二月二十二日、鹽餘債權各行も亦銀行公會に於て債權審查會を開きたり。出席者は聯合團經理周作民氏を始め、北京天津の三十二行代表者三十餘名と、財政部秘書二名、參事三名、朱總務廳長、張公債司長、沈庫藏司長、及び計算員四名、關係書類、擔保品目錄等一切を携帶出席し、朱廳長より今回鹽餘公債發行の理由及び審査手續の説明あり

直ちに短期借款の契約書類及び目録全部を一同の審査に付し、約二時間を経て閉會したり。翌二十三日も繼續開會の豫定なり

(五) 鹽餘公債發行と外國銀行團との關係

西一九一三(民國二)年の二千五百萬磅、五國銀行團善後借款契約第十七條に『若し支那政府に於て、鹽稅を用ひて擔保と爲し、再び資金を借入れんと欲する時は、先づ五國銀行團に對して商議せざる可らず』との規定あり。故に支那政府が鹽稅を擔保とし長期外債を起す場合に於ては、先づ英佛露獨日五國債權團に交渉するの義務あり、然るに露獨兩國は既に其交渉に應ずべき實力なく、英佛兩國も多額の投資は事實上困難なるべく、之に應じ得べきは獨り日本あるのみ。而して一方には舊五國團に代りて、米國を加へたる英佛日米の新銀行團成立し居り、鹽稅借款に應ずるには新に米國を加入せしめざる可らず。是に於て又善後借款條約第十八條に『此契約に規定せる一切の利益及び權利は之を何人に移轉するを論ずる無く、皆な能く效力を生ず』との規定あるを利用して、第十七條の舊五國團利權の一部を米國側に讓渡し、借款交渉を成立せしむべき便宜あり。始め鹽餘公債の計畫を立て

たるは十年十一月新内閣の高凌霨氏財政總長時代舊交通系財界領袖等にして、外資を仰ぐ目的なりしかば、支那政府は先づ外國銀行團に交渉せんとし、各國代表に向ひ内談を試みたり。然るに十二月末に至り關稅增收案華府會議にて決定すると同時に、内閣も亦更迭し、外債は國民輿論の反對烈しく、外國側も急に肯諾すべき形勢見えざるを以て、張總長は新に巨額の外資を仰ぐ計畫を棄て、比較的長期ならざる七個年償還の鹽餘公債を發行し、關稅增收實施の決定を待ちて擔保を關稅餘金に切換ゆる事とせり。即ち鹽餘公債は形式を内債に取り、擔保は直接に鹽稅を提供するにあらず、唯だ其剩餘金を引當と爲すのみ、從來幾多短期の内外借款と同性質なれば、必ずしも善後借款契約第十七條及び第十八條を適用するの必要なきものと解釋すべし。而して鹽餘公債の發行に依りて償還整理せらるべき短期外債二千六百萬元の大半は日本借款なる爲め、支那新聞には英米より不公平なりとの抗議出でたりと傳ふるものもあるも、恐らく外國側より該公債發行を制肘するの理由なかるべし。

(六) 短期債整理の效果

鹽餘公債の發行には反對運動起り居れば、或は中止するやも知る可らざれども、既に短期債整理の

目的にして、短期債々權者との契約成立し、鹽稅監理者たるキャンベル顧問及び外國銀行團に於ても異議なしとせば、内閣及び財政當局に更迭なき限り遂行せらるべし、假りに當局に更迭ありとするも目下の實情之れ以上に適切なる方策ありと思はれず、且つ一日も早く之を遂行するに非ざれば、結局國庫の負擔を増加するのみにて國家の不利益に歸すべし。然らば鹽餘公債の發行に依りて内外短期債を償還し、之を整理し得べき程度は、財政當局の聲明する如き効果を收め得べきや如何、是れ頗る疑問なり。先づ内外短期債の現在額を九千六百萬元なりと云ふも、前項財政部の公言する所に依れば、此の外に尙ほ二千餘萬元の短期債あり、且つ當局は一月以來今日に至るまで、引續き新に二三十萬元巧至百萬元内外の短期債を漁り居ること明かなるのみならず、此計畫立案後既に四五個月を經過したれば、九千六百萬元の債額に對する延滞利息のみにても、今日にては數百萬元を増加し居るべし、故に發行すべき九千六百萬元の新公債券は以て舊債を償ふに足らず、別に尙ほ多額の未整理短債を残すべき勘定なり。且又條例に遵へば新公債額面一百元に對し實收九十元なれば、實收總額八千六百四十萬元に過ぎず、即ち九百六十萬元の不足を見るべく、更に銀行公會の聲明する如く實際の手取は八十四元なりとせば、實收總額八千零六十四萬元にして、九千六百萬元の債務總額に對し一千五百

三十萬餘元の不足を生ずべし。果して然りとせば財政當局の聲明せる新鹽餘公債にて整理する以外の未整理短期債約二千萬元、債額決算後に増加せる延滞利息及び新借款額數百萬元、新公債發行實收不足額一千五百三十餘萬元の三項合計約四千餘萬元の債務は、未整理の儘今後なほ殘存すべき譯なり。蓋し八十四元の手取にて九千六百萬元の短期債を償還するには、額面一億一千萬元以上の新公債券を發行するの必要あり、或は當局者の表面の聲言に反し、内實九千六百萬元以上の公債券を發行するの魂膽なるやも測るべからず。斯かる不信行爲は支那當局者に於て、敢て異とするに足らざる慣用手段にして、新公債發行に就き輿論の反對ある所以は、國民が當局者の聲明に毫も信用を措かず、裏面に銀行側と結託して不正の利を貪るものと猜疑するが故なり。又政府が特に内外短期債償還委員會を設け、審計院及び司法部より委員を擧げて審査せしむる所以も、之に依りて自ら公明を示し群疑を解かんと欲するに外ならず

元來支那當局者の整理案と稱するもの、表面に巧妙なる理由を列擧するも實行常に之に伴はず、結局眼前の彌縫手段に終るを例とし、常に徹底的効果を收め得ざるのみならず、之が爲め他日更に、より以上の紊亂不整理に陥らざるなし。現に十年三月周自齊氏財政總長時代に内國債整理策を立

て、新に整理公債を發行して元利支拂停止中なりし、元年六厘及び八年七厘等の公債整理を行ひたるが、當時周總長は元來公債現在額を一億三千五百九十八萬餘元なりと聲明し、それ丈の整理に着手したるも、次で同じく周總長が他の公文中に明言する所に依れば、右の外元年公債は各銀行號への借款擔保として差入れ、或は各機關へ經費支給の代りに該公債を交付しあるもの、合計約六千四百餘萬元あり、是等は一般に賣出したるものにあらざるを以て、別に資金を求めて利子のみを支拂ひ、十年以後一切の内債整理完了するを待ちて、其償還方法を講ずべしと云へり。而して又獨逸國匪賠償金基金を轉用して發行したる六千萬元の金融整理公債に依り、中國交通兩銀行紙幣の整理を行ひたるも、十年十一月再び兩行の兌換取付騒ぎの起りたること前述の如し。次で又關稅餘金及び交通部收入を主要基金とせる内債整理公債を發行し、元年、軍需、五年、八年等の公債整理を遂行し、之が基金管理者たる總稅務司アグレン氏が關稅餘金の流用を許さざる結果、此收入を失へる政府は新に種々の遺棄手段を取り、交通部の鐵道會計は益々紊亂して、遂に京漢買收公債、鐵道整理公債、粵川漢鐵道公債等の長期鐵道外債の元利支拂に窮するに至り、同時に最近一年間に於て、新に内外短期債約一億元を濫借し、今日また整理の必要に逼らるゝに至れり。之を要するに、支那目下の状態にては財政

の整理は、到底言ふべくして行ふ可らず、唯た眼前一時の救濟策に依りて穩かに政府の命脈を保持し得るに過ぎざるなり

新收入の皆無と同收擔保品の再利用 前章に挙げたる財政部發表新舊兩年關收支明細表に就

きて 約一個月間(自十年十二月末至十一年一月末)の中央政府收入額を摘出すれば、次の如く大部分は借入金にして、五百六十餘萬元の鹽餘收入も亦大半は借款元利に引去られ實收入は幾何も無し、唯だ政府當局は往々契約通りに鹽餘差引を履行せざるを以て、一時若干額の鹽餘實收を見るのみ、其他煙酒稅と云ひ印花稅と云ひ殆んど擧ぐるに足らず。即ち關稅餘金は内外債基金として總稅務司の管理に歸し全然支那政府に流用の自由なく、地租を始め地方各省よりの送入金も全く杜絶し、鹽餘以外には新收入皆無と云ふも不可なき状態なり

收 入	新曆年關前	新曆年關後	舊曆年關前	合 計
煙 酒 稅	80,000元	—	100,000元	180,000元
印 花 稅	15,000	—	—	15,000
交通部支出	—	1110,000	—	1110,000

萬四千三百三十一元なり。但し此内一千八百萬元は或は其徵收地に於て截留(押領)せられ、或は各省軍人の爲に流用せられたり。而して昨年度に於ける收入減少の理由は、或る地方にては地方官の爲に收入の部大分を截留せられ、年末決算期に至るも尙ほ未だ銀行團に報告せられざるものあり、又政府が舊來鹽商の優先權買收、並に鹽政用土地器物の購買等に多額の支出を要したるに因る。又銀行團に預存保管の外債基金額は一九二〇年末には六百萬元なりしも、一九二一年末には増して七百萬元と爲りたり。(二月十八日發北京ルーター電)

(八) 最近八年間鹽稅收入表 (第三章四 (二頁參照))

年次	鹽稅收入額	前年比較増減△
西一九一四(民國三年)	六〇、四〇九、〇〇〇元	—
一九一五(同四)	六九、三七七、〇〇〇	八、八六八、〇〇〇元
一九一六(同五)	七二、四七一、〇〇〇	三、一六四、〇〇〇
一九一七(同六)	七〇、六七七、〇〇〇	△一、八一四、〇〇〇

一九一八(同七)	七二、五六六、〇〇〇	二、三九〇、〇〇〇
一九一九(同八)	八〇、六三七、〇〇〇	九、〇七一、〇〇〇
一九二〇(同九)	七九、〇六四、〇〇〇	△一、五七三、〇〇〇
一九二一(同一〇)	七七、九六八、八〇〇	△一、〇九六、二〇〇

(九) 海關稅增收改訂と整理財源

華府會議に於て決議せられたる支那關稅增收案は、實に刻下の破産状態を救済すべき唯一の新福晋なりと謂ふべし。該案に據れば、(第一)列國は二月四日支那關稅條約に調印後四個月以内に於て上海に委員會を設け、現實從價五分稅改定率を決定し、其決定後二個月を経て之を實施すべく、其増加歳入豫算一千七百萬元を下らざるべし。(第二)現行子口半稅(即ち抵代稅二分五厘)の外に於て附加稅二分五厘を課し、現實五分稅と共に都合七分五厘を徵收し、奢侈品は附加稅を五分まで課し得る事とし、之が爲め關稅歳入は更に約二千九百十六萬餘元を増收すべし。即ち右二項增收額合計四千六百十六萬餘元と爲り、之を現在關稅歳入約六千四百萬元に加ふれば、今後一億一千十六萬餘元の最

も確定なる歳入を得べき豫算なり。而して第一項の現實從價五分稅改定は、固より列國との通商條約に據る從價五分協定稅率の厲行實施に過ぎざるが故に、略ぼ六個月後には必ず實施せらるべしと雖も、第二項の從價五分本稅、同二分五厘子口半稅、新附加稅、二分五厘、都合一割の關稅實施は、一方に一九〇二年の英清條約に據る釐金稅廢止等條件付關係あるを以て、愈々實施の時期は今より豫定し難く、關稅委員會設置後を待つの外なし。又奢侈品に限り新附加稅を從價五分まで増徴收し得る規定は、想ふに酒、煙草の如き日用品にあらざる特種商品に課する目的なるべく、即ち將來酒、煙草の如き奢侈品に限り都合一割二分五厘までの關稅を課し、以て支那政府が他日酒、煙草の專賣制を實施する場合に於て、輸入關稅に依りて之を保護し得るの餘地を與へんとするものなるべし。果して然らば二分五厘の新附加稅及び五分の奢侈品附加稅は、列國が支那財政難を救濟せん爲め新に讓與したる一大利益なりと謂はざる可らず、唯だ之が實現如何は今後支那國內の情勢如何に因りて遲速を決すべきのみ。而も是等の關稅增收案は將來支那の財政破産を救濟し、根本的整理を可能ならしむべき新財源を豫期し得るに至らしめたるものとす

支那の輸出入關稅は一八四二年の英支南京條約及び一八五八年の英佛天津條約に據りて、從價五

分の稅率を協定せられたる以來、其他列國との通商條約に於ても、皆な前二條約を模範として大同小異の規定を爲したるに過ぎず。斯くて支那政府は其財政上の必要より、自ら極端なる收入關稅主義を取れるに拘はらず、爾來今日に至るまで數十年間、此の片務的協定稅率に束縛せられて、自ら海關稅を増率するの自由を有せず。且つ一九〇一年九月團匪事變後、北京最終議定書の調印を見るまでは、外國產煙草、酒類、香料、石鹼、家具、食料品等外人の衣食住に要する多數の物品に對して、一切無稅なりき。是等の物品は南京條約時代に在ては、在留外人に必須の日用品として少額の輸入に過ぎざりしが、五十餘年を経過したる團匪事變時代に及びては、最早や重要輸入品と爲り、支那政府は久しく之が課稅を熱望して居たるも、各國就中英佛は何等之を考慮するの意なかりし。又數十年前金銀爲替換算平均率六志の規定にて、從價五分稅を收稅上便宜の爲め從量稅に換算したる主要輸入品が、日清戰爭後銀價暴落して爲替平均率三志以下と爲り、且つ輸入品の品質も年々精良を加へ、價格の著しく昂騰せるに拘はらず、依然舊日の從量稅を課するのみなりしが故に、之を條約規定の從價五分に照せば、現實三分以下に低減し居たり。當時通商大臣盛宣懷等は之を現實五分に引上げ改定の交渉に努めたるも、各國は毫も要求に應ずるの色なかりき。然るに團匪事變償金財源を發見するの必要上

列國は現實從價五分に引上げ及び無稅品に同じく五分の課稅を容認するに至れり。即ち支那は海關設置以降五十餘年を経て、茲に始めて自然增收以外、條約に依る關稅增收を實現し得たるなり

初次關稅增收改訂

「日清戰爭後より義和團事變に至る當時の海關稅歲入額は、二千三百萬乃至二千六百萬兩にして、之を舊公債の償還に充て尙ほ三四百萬兩の不足あり、七處盤金の收入を以て之を補ひ居たる状態なりしを以て、賠償金債權者たる列國に於ては、其支拂基金の財源を發見するに苦心し、五分稅勵行即ち海路輸入品に對し現行稅率を現實五分稅に引上ぐるの一專すら、平常頗る難問題なりしもの、此際支那をして海關稅の增收を得せしむるは、乃ち確實なる賠償基金を籌備せしむる最良手段なれば、協議は却て容易に纏まり、列國は五分稅勵行を許すの外に於て、更に従前無稅品たりし食料品、煙草、酒精等の輸入稅徵收をも承諾し、之に加ふるに通商場所在地の舊關稅監理を海關總稅務司に移管せしめ、通計五百五十萬兩乃至一千五百萬兩の新財源を得べき見込を立て、其他の不足は鹽稅を以て補充せしむる事を議定し、斯くて亂後の清國に充分なる復活の餘裕を與へつゝ、償金支拂義務を果し得べき方法を講ぜしめ、以て漸く此至難の局を結びたり」『明治四十三年十月刊、拙著「清國國債事情」第四章の一節』

尙ほ右現實從價五分に引上ぐべき改訂稅率算出の基礎としては北京最終議定書に於て一八九七年乃至一八九九年の三個年平均價格を採用することを承認し、之に基づき翌一九〇二年、上海に於て各國委員會を開き稅率を協定し、該改訂稅率は更に五個年毎に改訂の條約規定あるに拘はらず、爾來十餘年間引續き實施せられたり

第二次關稅增收改訂

團匪事變後に改訂せられたる海關稅率實施以來十餘年間には、銀價の下落

及び物價の騰貴等其因を成し、各品の現行輸入稅率は、復た時價に對し實際上僅に従價三、四分に當るに過ぎざるに至りしかば、一九一二年(民國元)年以來支那政府より關係列國に對し、條約規定を採用して屢々現實五分に改算方に付同意を求めたれども、列國共諸般の事情に依りて之を應諾するを得ざりき。然るに一九一七年八月、支那政府が獨塊に對する宣戰に際し、聯合各國は北京駐在の代表者をして、支那輸入稅の現實從價五分に引上を主義として承認すべきことを決議し、之を支那政府に通告すると共に、右輸入稅率の改訂に就ては、關係國政府より派遣せらるべき委員より成る委員會を上海に開催し、其の具體的決定を行ふ事とせり。次で同年十二月各國は委員を上海に派し、翌一九一八年一月十七日、支那委員と共に第一回の改訂委員會を開きしが、各國は單に主義上現實從價五分ま

で税率引上の事を承認したるに過ぎざりし爲め、從量税率協定の審議を始むるに先ち、税率算出の標準として如何なる年度の價格を採用すべきかに付一難關に逢着したり。蓋し税率の協定に關しては各國其立場を異にし、特に戰時中價格の動搖甚しき商品に對して、之が適當なる標準を定むること容易ならざりしを以て、上海會議は改めて此問題を北京公使團會議に附する事と爲り。一方新税率の決定を見るまで支那政府の收入を保護する爲め、暫行税率の設定を圖りたるも、之れ亦各國利害を異にせる關係上遂に協定を見るに至らず。公使團に於ては其後幾多の折衝を重ねたる末、六月二十一日に至り大體日本政府の提議に従ひ、戰前戰後を通算して、一九二二年より一九一六年に至る五個年平均の支那稅關統計に依る價格を基礎として、從量税率を算出する事と爲りたり。此案に依るときは開戰以後の價格を加味する結果として、恒久的税率としては多少高きに過ぐるの虞ありたるを以て、公使團會議に於ては前記標準年度の採用と同時に、今回の改訂税率は歐洲戰爭の一般的平和條約批准後二個年を経過する時は、再び其全部又は一部の改正を行ひ得べきことを決議せり。而して此決議は其後支那政府及び中立諸國の同意を得たるを以て、爾來上海の列國委員は専ら税目の分類及び税率の算出に關する協議を進捗して、漸く十二月二十日改定税率案を議了するを得たり。尙ほ右改訂税率

の實施期に關しては、上海委員會に於ては之を決定せず、關係各國政府より夫々自國內法上の必要なる手續を終りたる後、成るべく速に支那政府に對し之が承認を與ふべき事と爲り、日本政府に於ては大正八（一九一九）年五月十日付を以て、各國に率先して實施承認の通告を爲したり。爾後關係各國も同様支那に對し承認の通告を爲したるに依り、支那政府は同年八月一日より改訂税率を實施するに至れり。是れ即ち關稅增收の第二次改訂にして現行税率なり、上述の如く、一九一七年八月各國が主義として承認以後、改訂實施に至る迄には滿二年を費したり、單に條約協定に據る現實從價五分税に引上げの一事すら、之が實現の容易ならざるを觀るべし

第三次關稅增收改訂 然るに華府會議の結果、支那は十一年二月四日より約六個月以後には第三次改訂税率の實施に依りて、少なくとも一千七百萬元以上の歳入を増加せんとす但だ。上海委員會の開催せられて以後、豫定期内に審議改訂を完了すべきや否やは尙ほ疑問なり、特に第二項新附加稅實施の協定は頗る難事なるべきが故に、今日に於て確實に期待し得べきものは、先づ第一項の現實從價五分税に引上げ改訂の事なるべし。而も夫れすらも對支貿易額の最も巨額なる日英の受くる影響は甚大なるものあり 支那商人も亦同様の利害を感ずるを以て、上海總商會は早くも關稅修改委員會を設

けて調査研究を開き、せり、愈々各國委員會開かるゝに至らば、支那人側に於ても必然輿論の勃興を見るべし。加ふるに、今回の上海各國委員會は單に關稅改訂のみに止まらず、其他華府會議にて定めたる各種の委員會と相關聯して、門戶開放、機會均等主義の實際的適用方法、支那内治の安定、鐵道の統一改良、及び對支債權の保護、財政整理等、幾多の重大問題を喚び起し、或は遂に何等かの名目、手段に依りて財政共同管理の端を啓くに至るやも知る可らず、されば今次の關稅改訂會議は支那財政の救濟整理上より觀て、最も重大關係を有するものと謂ふべし。

第二次改訂稅率は實施以來本年七月末を以て滿三年に過ぎざるも、歐戰平和條約批准後二年を経過する時は其全部又は一部を改訂すべき約束あり。實際に於ても亦近年物價の騰貴著しく特に一昨年來銀價の再暴落に因りて、銀貨國たる支那に於ける外國輸入品價格は多大の昇騰を呈せり。是が爲め三年前改訂の現行稅率は、復た又實現從價三分五厘以下の輕率と爲り、關稅收入を恃みとせる支那政府の損失少なからず、支那政府は十年春頃より既に各國に向ひ關稅改訂の希望を提議し居たり。而して十年十月仲秋節後に及び、支那政府は愈々國庫窮乏の甚しきに堪えず、總稅務司アグレン氏の意見に従ひ、現行稅率の二割を増徴し、其增收財源を擔保として三千萬元乃至五十萬元の借款を起す

計畫を立て、先づ英米日佛公使に内談し、各國の意嚮を質したり。蓋し各國委員會の開催を経て現實五分稅に改訂の事は、手續に多くの時日を費すが故に、即時實施を要する目前應急の方法としては、九年末各國の同意を得て一個年を限り、現行關稅率に一割の附加稅を課し、賑災資金に充てたる前例に倣ひ、正式改訂手續の實行せらるゝ迄、暫行稅率として現行稅率の二割を附加増徴する事とし、各國の同意を経て直ちに實施せんと企圖したるものなり。然るに此時米國との煙酒借款三千萬弗の契約將に成立せんとし、同時に華府會議開かれしを以て、支那政府は該會議に對し關稅自主案を提出すると共に、現行稅率に二割五分増徴の事を提議するに至り、曩のアグレン案は自然消滅と爲れり。斯くて煙酒借款は遂に成立せず、十一月中旬に至りて中交兩銀行の兌換取付事件起り、漸く新年末に近づくに從ひ、更に財界金融界の大恐慌を見んとする情勢あるに乗じて、梁士詒氏等舊交通系の暗中飛躍效を奏し、十二月末遂に靳内閣仆れ梁内閣成り、一時は北京官民をして洪憲の財神梁氏の辣腕を籍り、何等か此難關を切抜くるの方策あるべしと信仰し、人心稍や安定するを得たり。其後間もなく梁總理は吳佩孚等直隸系を中心とする反對派の攻撃を受けて天津に隠れ、爾來政局の動搖なほ止まずと雖も梁内閣の財政計畫は財政總長張弧氏に依りて着々實行せられ、兎にも角にも新舊兩年關を無

事に渡過し、一千四百萬元の特種國庫券發行に嗣で、九千六百萬圓餘公債の發行と爲り縦ひ不徹底なるにもせよ、内外短期借款の一大整理を遂げんとするに至れるもの、要するに前途に關稅增收の光明を認め得たるに因る。而して支那の財政難に對し、一時の應急救濟策としても、亦恒久的根本整理方法としても、關稅増率問題は實に唯一無二の福音と言ふべきなり

(一〇) 一九二一年の海關收入額

十一年一月二日海關總稅務司アグレン氏の發表したる所に據るに、昨一九二一年中に於ける支那海關稅收入の概算額五千四百五十萬兩にして、之を一昨一九二〇年の收入額に比すれば約五百萬兩の増加を示せり。而して同年の平均換算率三志十一片十六分の七を以て之を英貨に換算すれば、一千零七十七萬二千二百六十五磅と爲り、即ち一九二〇年の爲替相場平均六志九片二分の一より一九二一年の三志十一片十六分の七に暴騰したる結果、英貨額に於ては前年より約六百萬磅の減收なり。主なる各地海關收入額次の如し

	一九二一年度海關稅收入額	前年比較増減△
哈爾濱	一、三八一、三〇〇兩	四四八、一〇〇兩
安東	一、〇六二、〇〇〇	△六七、五〇〇
大連	四、九五九、〇〇〇	五六、三〇〇
天津、秦皇島	六、八一六、九〇〇	一、三二〇、八〇〇
膠州(青島)	二、一三九、〇〇〇	五二一、七〇〇
漢口	三、八五八、二〇〇	一八七、二〇〇
上海	一、九一四、三〇〇	一、〇八一、三〇〇
汕頭	一、三三四、三〇〇	二二四、四〇〇
廣東	三、一一八、四〇〇	五七六、一〇〇
其他	未詳	未詳
合計(概算)	五、四、五〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇

又總稅務司の所管に係る常關收入は約四百五十萬兩、即ち英貨換算八十八萬九千四百五十三磅にし

て、一昨年に比し約十二萬兩の増加を示せり。總稅務司は右收入に依りて、關稅の負擔する各外債及び指定内國債基金等に關する一切債務を支拂ふことを得たり（一月二日北京發ルターター電）

(一一) 最近二十一年間海關稅增收入表(第三章三十) 七百參照

年次	海關稅收入額	平均換算率	英貨換算額
西一九〇一年(光緒二十七年)	三五,五三七,五七四兩	二志二片九 ^九 / _{一六}	三,九二一,四〇六磅
一九〇二 (同二八)	三〇,〇〇七,〇四四	二志七片 ^一 / _五	三,九三〇,九二四
一九〇三 (同二九)	三〇,五三〇,六八八	二志七片 ^二 / _三	四,〇三九,六七二
一九〇四 (同三〇)	三一,四九三,一五六	二志二〇片 ^三 / _五	四,五二一,九七七
一九〇五 (同三一)	三五,一一一,〇〇四	二志〇片 ^一 / _〇	五,三八一,二七九
一九〇六 (同三二)	三五,〇六八,五九五	三志三片 ^二 / _三	五,九五一,二八九
一九〇七 (同三三)	三三,八六一,一四六	三志三片	五,五〇三,四八八
一九〇八 (同三四)	三三,九〇一,八九五	二志八片	四,三八六,八一九

一九〇九 (宣統元年)	三五,五五九,九一七	二志七片 ^三 / _{一六}	四,六二八,三三六
一九一〇 (同二)	三五,五七一,八七六	二志八片 ^五 / _{一六}	四,七八九,四三八
一九一一 (同三)	三六,一九九,八三五	二志八片 ^一 / _四	四,八七四,二二六
一九一二 (民國元年)	三九,九五〇,六二二	三志〇片 ^五 / _八	六,〇九六,七〇四
一九一三 (同二)	四三,九六九,八五三	三志〇片 ^一 / _四	六,六四一,二七九
一九一四 (同三)	三八,九一七,五三五	二志八片 ^三 / _四	五,三二〇,六二〇
一九一五 (同四)	三六,七四七,七〇六	二志七片 ^一 / _八	四,七六五,七二八
一九一六 (同五)	三〇,七六四,三二一	三志三片 ^二 / _{一六}	六,二六一,七三四
一九一七 (同六)	三六,一八九,四三九	四志三片 ^二 / _{一六}	八,三四四,五四〇
一九一八 (同七)	三六,三四五,〇四五	五志三片 ^七 / _{一六}	九,六〇六,九七四
一九一九 (同八)	四六,〇〇九,一六〇	六志四片	一四,五六九,五六七
一九二〇 (同九)	四九,八一九,八八五	六志九片 ^一 / _{一六}	一六,九一八,〇〇三
一九二一 (同一〇)	五五,五〇〇,〇〇〇	三志二片 ^七 / _{一六}	一〇,七七一,一三三

支那の財政難の現状 終

大正十一年四月七日印刷
大正十一年四月十日發行

定價金壹圓八十錢

東京市京橋區日吉町十五番地

編纂者 東方通信社調查部

發行人 田中穂積

東京市本郷區湯島五丁目四番地

印刷所 共同社印刷所

東京市京橋區日吉町十五番地

發行所 東方通信社

電話銀座 九五〇 二二三〇六番
九五二 二三八七〇番

振替東京五七三三一番

芳澤外務省亞細亞局長序
東方通信社調査部編

定價金參圓 送料拾七錢
總クローズ箱入約五百頁

華 府 會 議 大 觀

本社狀派員の報告並に其筋の資料に基き編述せるものにして併せ
収録せる條約文及公文と相俟て眞に依據すべき華府會議記錄なり

要

總記	會議前記	總會議の經過外二項
軍備制限問題	主力艦比率問題	潛艦補助艦問題外五項
四國條約	四國條約と日英同盟	條約成立の經過等
會議前の支那	米支交渉の經過外三項	
極東問題	極東委員會の經過以下數十項	
山東問題	山東問題前記	華府に於ける日支交渉等

附錄 太平洋現勢圖
海軍軍備制限條約に依る主力艦代換並廢棄表

發兌 東京市京橋區 振替東京五七三三一
日吉町一五 電話銀座九五〇 東方通信社

502
77

終